

## ACP 諸国に対する欧州委員会代表

川崎 晴朗

### はしがき

今回は「ACP 諸国に対する欧州委員会代表」と題する論文を掲載する。この論文は、(1) AASM 及び(2) AASM 以外の ACP 諸国のそれぞれに対し欧州経済共同体 (EEC) の委員会 (のち EC 委員会、欧州委員会) が派遣した初期の代表について述べたものである。したがって、本稿のタイトルは、より正確には「EEC に連合された諸国及び ACP 諸国に対する欧州委員会代表」とすべきなのかも知れない。いずれにせよ、これら代表については関連資料がきわめて少ない。この点については、本論文中で説明することとしたい。

本稿で使用する略語であるが、AASM は Associated African States and Madagascar の略 (仏 Etats Africains et Madagascar Associés=EAMA)<sup>(1)</sup>、ACP は Africa, the Caribbean and the Pacific の略、EEC は European Economic Community、EC は European Communities、また EU は European Union の略である。

「付記」として、トルコの EU 加盟問題を取り上げた。筆者は、この問題は「ヨーロッパとは何か」という古くて新しい設問に深くかかわっているのではないかと考えている。

### I AASM に対する欧州委員会代表

1. 1957年3月25日、西ヨーロッパ6カ国の間に締結された「欧州経

---

(1) 現在では AASM の表現は使用されなくなったが、本稿ではこれら19カ国を「旧 AASMN」として引用することがある。現在でも、EU に対する19カ国代表の信任手続は他の ACP 諸国代表のそれに比し、やや相違がある。

济共同体 (EEC) を設立する条約」(1958年1月1日効力発生) は、加盟6カ国の海外領土を EEC に連合 (associate/ 仏 associer) させるための規定を設けた (第4部、131条-136条)。1960年から1962年にかけて、EEC に連合された海外領土のうち黒アフリカ (サハラ砂漠以南のアフリカ) にあった領土のほとんどが独立、その数は19に及んだ。うちギニアを除く18カ国は EEC との連合関係を継続することを希望した。EEC はこれら諸国——AASM——と2次にわたってヤウンデ協定を締結した。AASM の大部分は旧フランス領で、他はベルギー領またはイタリア領であった。なお、1973年1月1日、イギリスが EEC に加盟したが、旧イギリスの海外領土のうちモーリシャスは1973年6月1日、AASM の1カ国となった。(かくて、AASM は計19カ国となった。)

2. 周知のごとく、EEC が発足して半世紀以上の年月が過ぎた。EEC (及びこれと同時に発足した欧州原子力共同体=EAEC) に先行し、同じ6カ国の間で結成された欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) が1952年7月23日に活動を開始してから数えれば実に60年を超える年月が経過している。この間、三つの欧州共同体は大きく変貌したが、筆者の考えでは EEC の連合制度、言い換えれば EEC の開発政策ほど巨大な変化を見せたものはないのではないか。いまでは EEC は EU となり、EEC 委員会は欧州委員会となった。AASM や「連合」、またこれらに関連して使用された「ユーロ・アフリカ」、「ネオ・コロニアリズム」等の表現は耳にしなくなった。ECSC は消滅したが、EU 及び EAEC の加盟国はいまや28カ国を数えるに至った。EU の開発政策の対象となる途上国の数も増えた。EEC 委員会の第8総局 (DG VIII) は欧州委員会の開発総局 (Development DG) となり、さらに2009年11月、欧州対外活動庁 (EEAS) の発足に伴ない、その機能の多くがここに移された。しかし、最も大きな変化を見せたのは、開発問題に対する EU のコンセプトそのものであろう。

もともと開発問題はきわめて政治的な性格を有するものであるが、EU の開発政策も途上国に対する資金・技術援助や特惠貿易の実施、そしてこれによる途上国国民の生活の向上を本来の政策目的とする筈でありながら、これまでも政策の策定・実施にあたって政治的考慮をまったく排除することは不可能であった。そもそも、本紀要第132号 (2008年9月刊) の拙

稿 “The Character of the ‘Euro-African Community’: An Aspect of the Political Situation in Africa in the Early 1969’s” で明らかにしたように、フランスは EEC を設立する条約の締結交渉の過程で EEC 加盟国のもつ海外領土を EEC に連合させることを強硬に主張し（かかる領土の大部分はフランスが宗主国となっていた。なお、その多くは黒アフリカにあった。）、交渉は正に中断の瀬戸際に立ったのであるが、ドイツのアデナウアー首相がフランスの主張を呑み、ようやく交渉は妥結、1957年3月、ローマで EEC 設立条約が締結されたのである<sup>(2)</sup>。一国がその宗主権の下にある領土（植民地、国連信託統治領等）に対して行なう援助に比較して、国家グループ（特に国際機関）が行なう援助の場合は、どうしてもその政治性が一層強くなる傾向があることも考慮されなければならないであろう。EU の開発政策はその好例を提供していると言えるのではなかろうか。

EU の開発政策の基本的性格とその変貌ぶりについて、その全容を系統的・客観的に把握することは内外の EU 研究者にとって魅力ある課題であり、実際に優れた研究がすでに多数発表されている<sup>(3)</sup>。筆者自身はかねてより EU 及び EAEC と域外の国際法主体（第三国、他の国際機関等）との間の常駐使節の交換について研究してきたが、まだ終了していない。2012年5月まで数回にわたって *An Annotated Summary of Delegations, Missions and Offices Sent and Received by the European Communities: September 1952 to December 2009* を改定してきたが（これについては本紀要でも一再ならず触れた。第133号、61-3頁等。国立国会図書館には2011年10月版が蔵置されている、請求番号 A99E5-B87）、EEC 委員会（のち欧州委員会）が AASM（のち ACP 諸国）に派遣した常駐代表の1977年9月までの歴任

(2) EEC 設立条約には、国、国家グループ及び国際機関は EEC に加盟せず、これと「連合」することができるとした規定が置かれている(第238条)。フランスの主張が認められた結果、「加盟国と特別の関係を有する」海外領土を EEC に連携させることになったが、両者の関係をどう表現するか妙案がなく、これもやはり「連合」と称することが決まった。かくて、同一の条約中で、二つの異なる制度に同じ名称を与えるという奇妙な現象が生じたのである。

(3) 日本では、前田敬一教授の優れた研究がある。同教授には『EU の開発援助政策—ロメ協定の研究：パートナーシップからコンディショナリティへ—』（御茶の水書房、2000年）の著書があるが、最近では『大阪商業大学論集』第5巻第4号（2010年1月）に「EU 開発政策は果たして EU の政策と言えるのか？」を寄稿され、また2012年には『溶解する EU 開発協力政策』を刊行された（同友館）。筆者は、同教授が今後ともこのテーマにつき研究を一層深めて頂くことを希望している。

表が未完成のままである<sup>(4)</sup>。

筆者の研究は、EEC 委員会が ACP 諸国 (旧 AASM を含む。) に派遣した初期の常駐代表の初期の分について未完成であるだけでなく、EU 理事会 (閣僚理事会) 及び EU 委員会 (のち EEAS) が若干の国際機関と交換してきた常駐代表の初期のものについてもまだ資料を十分に集めていない<sup>(5)</sup>。この点については本紀要前号で述べた (212-3頁)。

3. Adrian Hewitt 及び Kaye Whiteman は、*EU Development Cooperation : from Model to Symbol* に寄せた論文で次のように述べる<sup>(6)</sup>。

French hegemony was counter-balanced by a remarkable continuity of German officials who held the post of Director-General of DG VIII.... These Directors-General in the early years were loyal executors of policy, by and large reflecting the official German view that this was a policy included to keep the French happy.

筆者は、本紀要第 129 号 (2007 年 3 月刊) に載せた「欧州共同体による能動的使節権(2)」で、EEC に連合された海外領土であって、EEC が発足

---

(4) このテーマについては、本紀要にもしばしば関連論文を掲載させて頂いている (第 123 号、114-5 頁、第 129 号、308-333 頁、第 135 号、102-8 頁、第 140 号、45-6 頁、第 141 号、4 頁等)。

(5) 本紀要第 125 号 (2005 年 3 月刊) 及び 126 号 (同年 10 月刊) に掲載した拙稿「欧州連合 (EU) 及び他の国際機関の間の公式関係—欧州共同体による使節権の行使に関連して—」の(1)及び(2)を参照されたい。(1)で述べたように、EU 理事会はジュネーヴ及びニュー・ヨークに連絡事務所を設置、また EU 委員会はジュネーヴほか 4 ヶ所に代表部を置いたが、とくに理事会の在ジュネーヴ事務所の所長並びに委員会の在ジュネーヴ及び在ニュー・ヨーク代表部の代表については、いまだに歴任表が作成できずにいる。一方、(2)で述べたように、1952 年末に ECSC の最高機関がパリに開設した事務所についても、所長の歴任表が未完成のままとなっている。

(6) Adrian Hewitt and Kaye Whiteman, “The Commission and development policy: bureaucratic policies in EU aid—from the Lomé leap forward to the difficulties of adapting to the twenty-first century” in Karin Arts and Anna K. Dickson (eds.), *EU Development Cooperation: from Model to Symbol* (Manchester, UK, and N.Y.: Manchester University Press, 2004), p. 135. 前田敬一教授は『大阪商業大学論集』に寄せた論文 (注(3)) で Hewitt 及び Whiteman の稿のこの箇所を引用され、さらに欧州委員会に問い合わせた資料により、EEC 委員会の初期においては開発問題担当委員にはフランス人、また開発総局長にはドイツ人が長期にわたって就任したことを明らかにされた (3-4 頁)。ここに掲げた英文テキストは前田教授に提供して頂いたものである。同教授の御好意に感謝したい。なお、本紀要第 136 号の拙稿を参照されたい (90-1 頁)。

したあと独立を達成した諸国に対し派遣された EEC 委員会の常駐代表に触れた。しかし、資料として準拠した EC 委員会の職員録は、“Commission Delegations to ACP Countries” のタイトルの下、ACP 諸国（これには当然 19 の旧 AASM が含まれる。）に対する EC 委員会代表の氏名・資格を掲げているが、それは 1977 年 9 月版以降で、それ以前の版にはこのリストは掲載されていないのである。

すでに述べたように、EEC は 18 の AASM と 2 回にわたり「ヤウンデ協定」と呼ばれる連合協定を締結した。第 1 次協定は 1963 年 7 月 20 日に締結され（1964 年 6 月 1 日効力発生）、また第 2 次協定は 1969 年 7 月 29 日に締結された（1971 年 1 月 1 日効力発生）。イギリス領モーリシャスは 1973 年 1 月 1 日、第 2 次ヤウンデ協定に加入する形で EEC に連合したものである。かくて、1960 年 1 月から 1973 年 1 月の間に計 19 カ国が EEC と連合関係に入り、AASM となったのである。

EEC 委員会（のち EC 委員会）は 1977 年 9 月までにこれら 19 カ国に代表を派遣した筈であるが、初期の代表はいつ着任し、離任したか。彼等はいかなる資格を付与され、いかなる機能を果たしたか。Hewitt 及び Whiteman の前掲の論文によると、EEC に連合された海外領土に対する EEC 委員会の資金援助の実施機関、欧州開発基金（European Development Fund=EDF、EEC 設立条約第 132、133 条）の最初の総裁となったのはフランス人の Jacques Ferrandi であるが（1958 年—76 年）、彼はこれら海外領土に代表を派遣し、“a network of EDF delegates” を築いた、という<sup>(7)</sup>。

はじめて “Commission Delegations to ACP Countries” 掲げた前掲の EC

---

(7) Hewitt and Whiteman, “The Commission...,” p. 136. Hewitt 等は、「(Ferrandi は) 18 カ国のいづれにも代表を置いたが、彼等は Ferrandi に対し個人的に責任を負った。」というが、Ferrandi 総裁は独立が遅れた海外領土には代表を送らなかつたのであろうか。文字通りに解釈すれば彼は独立した領土 (AASM) に代表を派遣したことになるが、そうであれば AASM における代表部は早くて 1960 年 1 月に設置されたことになる。なお、Hewitt 等は “Essentially he [Ferrandi] created an empire within the empire of DG VIII, subjected to specific codified regulations, ‘instructions aux délégués’, down to the regulation black Mercedes for each delegate...”、また “The EDF was run through an agency outside the Commission (the ‘Agence Européenne de Coopération’—technically, in fact, a Belgian company), ...” と述べており、AASM における EEC 委員会の代表は Ferrandi 個人の代表ではないとしても、本文で述べるように、EDF の代表に近かったというべく、彼等の代表部を正式の外交代表部と称することができるか否か疑問としなければならないであろう。

委員会の職員録は Ferrandi 総裁の辞任後の刊行であることに注目したい。同職員録が発行される前に AASM に派遣されたのは EEC 委員会（のち EC 委員会）代表というより EDF 代表であったというべきなのかも知れない。

また、本紀要第130号（2007年9月刊）の補論2で述べたが（33-4頁）、筆者はガボンにある EU 代表部の Sandrine Bon 広報官から同代表部が作成した “Liste des Contrôleurs Techniques, Contrôleurs Délégués, Délégués et Ambassadeurs-Chefs de Délégation depuis 1958” を送って頂いた。これには、不完全ながら1958年、EEC が誕生して以来の在ガボン代表の氏名、在任期間及び資格が示されている。これで、EEC 委員会（のち EC 委員会、欧州委員会）が1977年9月以前にもガボンに代表を派遣していたことが実証される。他の AASM についても同様であったことが十分に想像される。おそらく、初期にはガボン同様、これらの国に対しては EDP が代表を派遣しており、彼等の資格は “Contrôleurs Techniques” または “Délégués” であったものと思われる。筆者はガボン以外の AASM にある EU 代表部のいくつかにも照会したが、古い資料は保存していないという回答ばかりであった。筆者が EU の Historical Archives で資料を探すとすれば、具体的には1977年9月までに AASM に派遣された EDF 代表に関する公式文書にあたることとなろう。

4. AASM とは、具体的には次の19カ国である。独立した順序で並べてある（カッコ内は独立の年月日）。

カメルーン（1960年1月1日）、トーゴ（1960年4月27日）、マダガスカル（1960年6月26日）、コンゴ（旧ベルギー領、1960年6月30日、1971年10月より1997年5月までザイール）、ソマリア（1960年7月1日）、ダホメ（1960年8月1日、1975年11月30日よりベナン）、ニジェール（1960年8月3日）、上ヴォルタ（1960年8月5日、1984年8月4日よりブルキナ・ファソ）、コート・ジヴォワール（1960年8月7日）、チャド（1960年8月11日）、中央アフリカ共和国（1960年8月13日）、コンゴ（旧フランス領、1960年8月15日）、ガボン（1960年8月17日）、セネガル（1960年8月20日）、マリ（1960年9月22日）、モーリタニア

(1960年11月28日)、ブルンディ (1962年7月1日)、ルワンダ (1962年7月1日) 及びモーリシャス (1968年3月12日)。

以上のリストで国号の変更については注記したが、他に首都名が変わったケース(例えばマダガスカルはタナナリヴからマンタナリヴォ、コンゴ〔旧ベルギー領〕はレオポルドヴィルからキンシャサ、コート・ジヴォワールはアビジャンからヤムスクロ、チャドはフォール・ラミーからウンジャメナ)も、政体に変更になった場合(例えば、中央アフリカ共和国は1976年12月から1979年9月まで帝政であった。)もある。また、カメルーンは1960年初頭フランスから独立したが、隣接するイギリス領カメルーンの南部が住民投票の結果、1961年10月1日、旧フランス領カメルーンと合併したが、このような領域の変動もあった。AASMの大部分は植民地または海外領土の地位にあったが、国連信託統治領もあった。すなわち、カメルーン及びトーゴはフランス、ソマリアはイタリア、またルアンダ・ウルンディ (ルワンダ及びブルンディの2カ国として独立) はベルギーの統治下に、それぞれ国連信託統治領として置かれていたのである。本国が国連信託統治領に対して派遣した統治者の資格は通常の植民地の場合とは異なることが考えられる。

さらに重要なのは、AASMのいくつかは宗主国から独立する前、宗主国によりグループとして統治されていたという事実である。すなわち次の通り。

(1)セネガル、スーダン、モーリタニア、ギニア、コート・ジヴォワール、上ヴォルタ、ダホメ及びニジェールの8地域はAfrique Occidentale Française (AOF) として、また中央コンゴ、ガボン、ウバンギ・シャリ及びチャドの4地域はAfrique Equatoriale Française (AEF) として、それぞれ1地域としてフランスの統治下にあった。AOFのうち、スーダンは「マリ」として独立した。一方、ギニアは1958年9月28日、フランス第5共和制憲法に関する住民投票でこれを拒否、フランスから独立した。ギニアは1960年、フラン圏からも離脱した。また、AEFのうち中央コンゴは独立時「コンゴ」となり、ウバンギ・シャリは「中央アフリカ共和国」になった。

また、(2)ルワンダ及びブルンディは、「ルアンダ・ウルンディ」という一つの地域としてベルギーにより統治されていた。

もう一点、旧フランス海外領土につき述べたい。フランスでは、1946年10月13日の国民投票で成立した第4共和国憲法でフランス連合 (Union Française) を創設した (第8編=第60条-第82条)。この連合は一方においてフランス共和国 (フランス本国、海外県及び海外領土)、他方においてこれに連合される国 (チュニジア、カンボディア等の保護国) 及び地域 (国連信託統治領たるカメルーン及びトーゴ) で構成される。すなわち、AOF、AEF 及びマダガスカルはフランス共和国の一部となり、カメルーン及びトーゴは同共和国の連合地域 (territoires associés) となったのである。一口でいえば、海外属領のフランスに対する関係は、第4共和国憲法によって平等ではないがもはや subordination の関係ではなく、いわば association というべきものとなったといえよう。フランス連合の一機関として高等理事会 (Haut Conseil) があり、これはフランス政府代表及び連合地域が派遣する代表で構成される (第65条第2項)。高等理事会を含め、第4共和国憲法により創設された諸機関につき、Taylor はこれが “the germ of a future federal system” を含んでいる、と評されたという<sup>(8)</sup>。

1958年5月、フランスではド・ゴール将軍が政界に復帰し、大統領の権限を強化した新しい第5共和制憲法を準備した。6月3日の憲法改正法で新憲法制定について授権を受けた。同法は改正手続のほかとくに1項を設け、新憲法はフランス本国と提携する諸国民 (すなわち海外領土の住民) との関係の組織化を可能にしなければならない、としている。憲法案は9月28日、国民投票に付され、承認された。かくて第5共和制が発足し、ド・ゴール将軍が初代大統領に選出された。

第5共和国憲法はフランス連合に替わるフランス共同体 (Communauté) を創設した。(第12編=第77条-第87条、混乱を避けるため「フランス」の形容詞を付する。) 当時、フランスの保護下にあった中東、北アフリカ及びアジアの領土はアルジェリアを除きほぼ独立を達成していたが、フランスはまだ黒アフリカを中心に多くの海外領土 (国連信託統治領カメルーン

---

(8) O. R. Taylor, *The Fourth Republic of France Constitution and Political Parties* (London: Royal Institute of International Affairs, 1951), p. 67.



ン及びトーゴを含む。)をもっていた。第5共和国憲法はフランス共同体につき規定したが、共同体構成国は、自治は認められるものの国防及び外交に関してはフランス本国に依存するとしている(第77条第1項)。

この憲法に基づいて各海外領土で住民投票が行なわれ、その結果(1)ソマリランド及びコモロ諸島は海外領土にとどまる<sup>(9)</sup>、(2)ギニアは即時に独立する、また(3)他のすべての海外領土はフランス共同体に加盟することを選択した<sup>(10)</sup>。

5. 実は、筆者は計19のAASMのみならず、ACP諸国には独立以前から宗主国の代表がいた筈であり、独立にあたっては彼等がそのままEEC委員会代表(具体的にはEDF代表)としてとどまった可能性が高いのではないかと考えた。そして、それにはACP各国につき独立当時から上記リスト“Commission Delegations...”が刊行された1977年9月まで、EEC

(9) 「アフリカの角」と呼ばれるソマリア半島には古来遊牧民のソマリ族が各地に分散して生活していたが、1880年代にイタリア、イギリス及びフランスが進出、イタリアは東部及び南部、イギリスは北部、またフランスは北東部をそれぞれ統治するようになった。第2次大戦中の1940年、エチオピア全土を支配したイタリア(注(16)参照)はイギリス領ソマリアを占領したが、翌1941年、イギリス軍はこれを回復、さらにエチオピア及びイタリア領ソマリアを解放し、この状態は1950年まで続いた。同年12月、国連総会はイタリア領ソマリアを、イタリアを統治国とする信託統治領とした。

1960年6月、まず北部のイギリス領ソマリアが独立、同年7月、イタリアの信託統治領となっていた部分と合体して「ソマリア共和国」となった(1969年、「ソマリア民主共和国」と改称)。一方、フランスが統治した部分はCôte des Somalis(「ソマリ族の海岸」の意)と呼ばれたが、1967年7月「アフール・イッサ」となり、1977年6月27日、「ジブチ共和国」として独立した。

コモロ諸島は四つの島で構成されているが、ここにはフランスが進出、1912年、正式にその植民地一のうち海外領土となった。1974年12月の住民投票で、島の一つでカトリック信者の多いマヨット島はフランス共同体に残留することを希望したが、他の三つの島はコモロ共和国として独立した(1978年11月、「コモロ・イスラム連邦共和国」と改称)。マヨット島(現在はマホレ島)は現在までフランスの海外領土のままとなっている。

(10) 1960年の憲法改正により、共同体構成国はフランス共同体に属しながら独立の共和国になることが認められ、12の共同体構成国は1960年、独立した。(うち8カ国はフランス共同体にとどまり、4カ国は共同体の外に出た。カメルーン及びトーゴも1960年に独立し、前者のみ共同体に加わった。かくて、この年以降フランス共同体は組織的統一性をほとんど失い、共同体に関する憲法第12章(1993年7月19日の憲法改正後は第13章)の規定は事実上空文化した。1995年8月4日の改正により、この章は削除された。なお、フランスは2008年2月4日の憲法改正に際して「フランス語圏(Francophonie)」に関する規定を盛り込み、これにより旧植民地を含むフランス語諸国と緊密な提携関係を維持することに腐心している。ある意味ではフランス共同体の再現を狙うものであろう。

委員会が誰によって代表されていたかが判明するのではないか、それにはさしあたり *Statesman's Yearbook* を閲覧すればどうかと考えた。*Statesman's Yearbook* はロンドンの Macmillan and Co. が原則年に 1 回刊行しており、国立国会図書館には 1867 年版から蔵置されている (UR71-2)。1867 年版は Frederick Martin の編集にかかるとはわかるが、“Fourth Annual Publication” とあるので 1864 年ころの創刊であることがわかる。

さて、筆者は国立国会図書館で 1959 年版から 1963 年版、1964/65 年版、1965/66 年版、1966/67 年版、1967/68 年版及び 1968/69 年版を参照した。最後に 1968/69 年版 (1968 年刊) を閲覧したのは 19 番目の AASM、モーリシャスが 1968 年 3 月に独立したからである。結果はゼロとあってよく、筆者はここで *Statesman's Yearbook* の閲読をいったん中止した。一つには、本紀要第 146 号で述べたように (212-6 頁)、当時筆者はブリュッセル訪問の具体的な計画を立てつつあったためである。

6. 以下、参考までに *Statesman's Yearbook* から得られた諸点を列挙したい。

(1) 1959 年版によると、AOF の 8 地域には高等弁務官 (Haut Commissioner) として P. Messner がいた。Messner はおそらくセネガルのダカールまたは象牙海岸のアビジャンに居住していたのであろう。彼はマダガスカルの高弁務官を兼ねていた。AOF の各地域には Governor がいた (象牙海岸及びニジェールには High Commissioner)。

(2) 1962 年版によると、ギニアを除く旧 AOF の 7 地域に対するフランス代表は高等代表 (High Representative) または公使 (Minister) の資格を与えられていた。例えば、セネガルには高等代表が駐節していたが、これは 1968/69 年版まで変わっていない。また、モーリタニアには公使がいたが、1964/65 年版では大使 (Ambassador) に昇格している。ダホメのように、当初はフランス代表の資格は High Commissioner で、のち高等代表、さらに公使、大使となった例もある。

(3) 1959 年版によると、フランスは AEF に High Commissioner、Governor-General として J. Bourge を置き、彼のもとに 4 地域のそれぞれに Governor を配していた。独立後、4 地域にいた Governor は High Commissioner となった。(1968/69 年版まで変わらず。) Bourge がどこに居住して

いたかは明らかでない。

(4) フランスはカメルーン及びトーゴのそれぞれに High Commissioner を置いていたが（カメルーンについては既述）、その後大使を任命した。1961年版によると、カメルーンにはすでに大使が駐節しているが、トーゴについては1965/66年版になって Claude Rostain が大使として登場する。

(5) 1959年版によると、ベルギー領コンゴには国王を代表する総督 (Governor-General) がいた。1960年版でも変更はない。しかし、1960年7月はじめ（すなわち独立直後）、コンゴ各地に動乱が発生した。同年版 *Statesman's Yearbook* は “the Force Publique mutinied and removed all Belgian officers; ...” といっており、総督も帰国を余儀なくされたのであろう。ベルギー及びコンゴは外交関係を断絶した。この関係はのち修復されたが、1968/69年版にもまだベルギー代表の名は記載されていない。

(6) ベルギーの信託統治領ルアンダ・ウルンディについては、1959年から1961年までの各版に Vice-Governor-General, Governor of Ruanda-Urundi として J. P. Harroy の名が掲げられている。のちルアンダはルワンダ共和国、またウルンディはブルンディ王国としてそれぞれ独立した。1962年版によると、ベルギーは両国のそれぞれに高等代表 (High Representative) を置いている。1963年版によると、ベルギーはブルンディに Col. E. Henninghien を代理大使 (Chargé d’Affaires) として派遣したことがわかるが、1964/65年版で彼の名は消え、1968/69年版まで変わらない。一方、ルワンダについては1968/69年版にベルギー大使として Herman Dehennin の名が掲げられた。

(7) イタリアの信託統治領ソマリアについては、1959年版に Ambassador Enrico Anzilotti が Administrator として掲げられている。独立後しばらくの間、イタリアとソマリアとの間に外交関係が設定されなかったようで、1961年版では米国及びイギリスがソマリアに大使を派遣していることが判る。（1960年版では、両国はそれぞれ総領事を置いていた。）1963年3月14日、ソマリアはイギリスとの国交を断絶し、同国に駐節する外国大使は米国大使のみとなった。ただし、1968/69年版にはイギリス大使がふたたび登場する。

(8) イギリスは、1968年3月の独立までモーリシャスに Governor and C.-in-C. を置いていた<sup>(11)</sup>。1963年版とそれ以降の版では Sir John Shaw Rennie がこの役職に就いているが、1968/69年版では彼の資格が Governor-General となった。モーリシャスの独立に伴う資格の変更であろう。周知の如く、コモンウェルス（1949年の首相会議まで“British”の形容詞が付されていた。）の構成国の一部（イギリス及びイギリス元首を元首とする構成国）は相互の間で High Commissioner を派遣している。コモンウェルス内の自治国についても、1968年3月、コモンウェルス内で独立した。すなわち、当初同国の元首はイギリス元首であった。ただし、モーリシャスは1992年3月、共和国を宣言、大統領制に移行した。

## II ACP 諸国に対する欧州委員会代表

1. 次に、AASM を除く ACP 諸国に対する委員会代表を取り上げる。

1977年9月版 EC 委員会の職員録は、“Commission Delegations to ACP Countries”として ACP 諸国に対する EEC 委員会（のち EC 委員会、欧州委員会）の代表リストをはじめ掲げたが、これら諸国は、いずれもそれ以前に独立したアフリカ、カリブ海及び太平洋地域の国である。

周知のごとく、イギリス、アイルランド及びデンマークは1973年1月1日、EEC に加盟した。EEC の第1次拡大である。加盟交渉中の問題の一つはイギリス及びデンマークがもつ海外領土、とくにイギリスの領土をどのように EEC に連携させるかの点であったが、結局これらは AASM とほぼ同様の扱いをすることとなり、新しく協定（第1次ロメ協定）が結ばれることとなった。（ただし、「連合」の表現は使用されないこととなった。）また、イギリスの海外領土はアフリカに加えカリブ海及び太平洋地域にもあったので（六つの EEC 原加盟国のうち、フランス及びオランダもこれら地域に領土を保有していた。）、ロメ協定に加わった開発途上国は ACP 諸国と呼ばれることとなった。

2. ロメ協定は、次のように4次にわたって締結された。第1次ロメ協

---

(11) C.-in-C. は “Commander-in-Chief” の略と思われるが明確にし得ず、そのまま記載することとする。

定に署名した ACP 諸国は46カ国であった。

第1次 1975年2月28日（1976年4月1日効力発生）

第2次 1979年10月31日（1981年1月1日効力発生）

第3次 1984年11月8日（1985年1月1日効力発生）

第4次 1989年12月15日（1991年9月1日効力発生）

イギリス等3カ国が EEC を含む三つの欧州共同体に加盟したのは1973年初頭であるが、その後ギリシャが1981年1月1日、3共同体に加盟し、これにつづき1986年1月1日、スペイン及びポルトガルが加盟した。スペイン及びポルトガルはいずれも海外領土をもっていたが、アフリカ、カリブ海及び太平洋地域にあった旧領土の一部は第1次ロメ協定から加わった。これは両国の EEC 加盟を見越してのことではなく、ロメ協定が旧 AASM に限定されず、原則として黒アフリカのすべての国を対象とする建前の協定であったためである。第1次ロメ協定が「先進国及び途上国の間の“new type of relations”のための道を開くもの」といわれる理由の一つであろう<sup>(12)</sup>。

ロメ協定につづくのが現行のコトヌー協定で、2000年6月23日に締結され、2003年4月1日、効力を発生した。

第1次ロメ協定に署名した ACP 諸国は前述のように46カ国であったが、はじめて“Commission Delegations to ACP Countries”の欄を設けた EC 委員会の職員録は1977年9月版である。それまでにスリナム、セイシェル及びコモロの3カ国が協定に加入し<sup>(13)</sup>、また1977年3月28日、カーボ・ヴェルデ、パプア・ニュー・ギニア及びサントメ・プリンシペの3カ国が加入した<sup>(14)</sup>。かくて、この職員録が刊行されたときの ACP 諸国の数は計52であった。ACP 諸国に対し委員会が派遣していた代表の氏名・資格は EC 委員会職員録の1977年9月版及びそれ以降の版に掲げられている。

(12) EC 委員会、第9次一般報告 [1975年]、ポイント472。

(13) これら3カ国は、1976年7月16日、8月27日及び9月13日、それぞれ協定に加入した（EC 委員会、第10次一般報告 [1976年]、ポイント534）。うちスリナムは1975年11月25日、オランダから独立したが、そのとき第1次ロメ協定はすでに調印されていた。スリナムは同協定に加入する希望を表明した（EC 委員会、*Bulletin*、1976年7/8月、ポイント2347）。

(14) EC 委員会、第11次一般報告 [1977年]、ポイント537。

パプア・ニュー・ギニア（PNG）は国連信託統治領として1975年9月の独立までオーストラリアの統治下にあった。

52の ACP 諸国から19の AASM をのぞくと33カ国となるが、これらの国をカテゴリー別に掲げれば次の通り。(各カテゴリーにつき、アルファベット順に配列した。)<sup>(15)</sup>

- (1) 戦前からの独立国 (3カ国) エチオピア<sup>(16)</sup>、リベリア及びスーダン
- (2) 旧フランス領 (2カ国) ギニア<sup>(17)</sup>、コモロ
- (3) 旧オランダ領 (1カ国) スリナム
- (4) 旧イギリス領 (21カ国) バハマ、バルバドス、ボツワナ、フィジー、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、ケニア、レソト、マラウイ、ナイジェリア、セイシェル、シエラ・レオーネ、スワジランド、タンザニア、トンガ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ及びザンビア
- (5) 旧スペイン領 (1カ国) 赤道ギニア
- (6) 旧ポルトガル領 (3カ国) ギニア・ビサウ、カーボ・ヴェルデ及びサントメ・プリンシペ
- (7) その他 (2カ国) パプア・ニュー・ギニア (PNG) 及びサモア<sup>(18)</sup>。

3. 1977年9月版職員録によると、EC 委員会は当時はまだ52の ACP 諸国の全部に代表部を置くに至っていない。具体的には、計40の ACP 諸国に代表を置いていた (うち19カ国は旧 AASM)。また、EC 委員会の代表の一部は1人で一つ以上の ACP を管轄していた。すなわち、在ボツワ

---

(15) 筆者は第1次ロメ協定の英文テキストを所有していたが、本稿執筆時に見当たらず、注(7)でも触れた前田敬一教授にお願いして同教授がお持ちのテキストをお送りして頂いた。

(16) エチオピアはもちろん古代からの独立国であるが、1935年、ファシスト政権下のイタリアによって全土を占領された経緯がある。しかし、第2次大戦中、エチオピアにいたイタリア軍はイギリス軍に敗退し、同国は再独立を果たした。

(17) 前述したように、ギニアは1958年9月28日、フランス第5共和制憲法に関する住民投票でこれを拒否、フランスから独立した。同国は1963年7月20日及び1969年7月29日に調印された第1次及び第2次ヤウンデ協定にも参加しなかった。しかし、1978年、黒アフリカ諸国のほとんどを対象とする第1次ロメ協定には署名したものである。(なお、ギニアは1978年、フランスと国交を回復した。)

(18) サモアは Western Samoa として1962年1月の独立までニュー・ジーランドの統治下にあった。独立後、国号は Independent State of Samoa となった (首府アピア)。ただし、第1次ロメ協定では “State of Western Samoa” となっている。同国は米国の統治下にあるサモア (American Samoa、首府パゴパゴ) とは別である。

ナ代表はレソト及びスワジランドを、また在フィジー代表はサモア及びトンガをそれぞれ兼轄していた。したがって、1977年9月当時、計40人の委員会代表が計52カ国のうち40を数える ACP 諸国に派遣されていたのである。

4. 筆者は、第1次ロメ協定が署名された1975年2月から、はじめて“Commission Delegations to ACP Countries”を掲載した EC 委員会の職員録が刊行された1977年9月までの期間について *The Statesman's Yearbook* の内容を検討した。具体的には、これら諸国のそれぞれにつき、1974/75年版（1974年刊）から1978/79年版（1978年刊）までの同書を閲覧したのである。しかし、各国に駐節する米国、イギリス等若干の国の大使の氏名は出ているが国際機関については略されている。*The Statesman's Yearbook* が主として英語国の読者を対象としている以上、これは止むを得ないのであろう。21カ国の多くは旧イギリス領であるが、コモンウェルス内にあってもイギリスの元首を自国の元首とする自治国もあれば、大統領を元首とする国もある。自治国から共和国に転じた国もある（ナイジェリア、タンザニア等）。また、サモアは王政で、Malietoa Tanumafili 2世が終身元首となっている。（同国王は2007年5月11日に死去、同年6月20日、Tupua Tamasese Efi が彼の後を襲った。）

5. こうして、AASM を除く ACP 諸国に対する欧州委員会代表についても *The Statesman's Yearbook* から十分なデータを得ることはできなかった。

#### 〔付記〕トルコの EU 加盟問題

1. 筆者は1980年12月から1983年8月までアンカラにある在トルコ大使館に在勤していたこともあって、トルコの EU 加盟問題については非常に興味をもってフォローしてきた。

改めていうまでもないと思うが、トルコが欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧州経済共同体（EEC）及び欧州原子力共同体（EAEC）のそれぞれに加盟するための正式な申請を行なったのは1987年4月14日のことである（EC 委員会『第21一般報告』[1987年]、第783項）。当時、これら共同体の加盟国は12カ国であった。

トルコ及び EEC の間の関税同盟は1995年12月31日に形成されたが（欧州委員会『1995年一般報告』、第844項、『1996年一般報告』、第818項）、三つの共同体への加盟は30年近い年月を経た現在に至るも実現していない。その間、ECSC は設立条約が50年の有効期間を了して消滅、また EEC は EU となった。さらに、この期間中にオーストリア、スウェーデン、マルタ、キプロス等の西ヨーロッパ諸国のみならず、ポーランド、チェコ共和国、ハンガリー、ブルガリア等の東欧諸国を含めて計16カ国が EU の新規加盟国となったが、トルコの加盟はいわば棚ざらしのままとなっている。たしかに、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会（EU 首脳会議）で EU はトルコを「加盟候補国」とした。同理事会は、“Turkey was a candidate State destined to join the [European] Union on the basis of the same criteria as applied to the other candidate States...” としたのである（『1999年一般報告』、第592項）。実際に、トルコ・EU 間の加盟交渉も行なわれた。しかし、トルコの加盟にはまだ加盟国の間に反対の声が強く、加盟は実現していない。

2. トルコの加盟に対する反対論がいかなる根拠によるものか、ここでは敢えてその全部を繰り返して述べることはしない。

しかし、根拠とされるものの一つについていえば、筆者は、最近トルコに有利な環境が整ってきているのではないかと思うのである。

これまで、しばしば「トルコはイスラム国家であり、ヨーロッパの1国ではない。」と言われてきたが、中東・アフリカのいくつかの国から多数のイスラム教徒が EU 加盟国に移住するようになってから久しい。本紀要第146号でも述べたように（217-8頁）、とくに最近ではシリア人が難民としてドイツ等 EU 加盟国に数多く流入しており、人権擁護の見地からも彼等を受け入れざるを得なくなっている。そもそも、リスボン条約は EU が抛って立つところの価値として人権擁護を挙げているのである（A条約第2条）。いまや「ヨーロッパはキリスト教徒だけでなく、イスラム等他の宗教の信者によっても構成されている。」という状況を、ヨーロッパ人は好むと好まざるを問わず次第に受け入れざるを得なくなっているように見える。もちろん一部のヨーロッパ人は、今後もイスラム教徒の定着に対する反対を引き下げることはあるまい。彼等が将来（これまでのように）、イスラム教徒に対して過激な言動をとる可能性は否定できない。しかし、



現状をできる限り受け入れ、何とか彼等との「共存」を図る——これが、現在ヨーロッパが取りつつある方向なのではないか。

ヨーロッパは Christendom、すなわちキリスト教に基づく一つの社会であり、トルコとは違うという。しかし、考えて見れば、キリストは東地中海に面するガリラヤの中心地ナザレで生まれたと推測されている。彼は紀元29年ころ伝道活動を開始したが、その舞台は主としてガリラヤ（古称カナーン）であった。ガリラヤは古代のパレスティナの北部にある地方で、前1世紀からローマ帝国の支配下に入っていた。のちキリスト教はローマ帝国の女性、貧民、奴隷たちの間に浸透、313年になってコンスタンティヌス帝により国教として公認されたのである。スイスのアミエル（Henri-Frédéric Amiel）が1869年1月27日の日記にいみじくも記したように、キリスト教には異国の香りがするの当然といえるのかも知れない。（なお、ムハンマド〔マホメット〕がアラビア半島のメッカでイスラム教を創唱したのは7世紀のはじめである。）

そうであれば、トルコがイスラム国家であるという理由のみでそのEU加盟に反対することは困難であろう。もちろん、米州、大洋州等の新大陸はともかく、ヨーロッパ、アジア等の「旧世界」は人種・文化の面における「純粋性」を保つことができれば（そして、そのために外国人の居住者数を制限することができれば）、それに越したことはない<sup>(19)</sup>。しかし、どうやら最近の歴史の流れはそれを許さないようである。この流れは旧世界・新世界の双方を覆うばかりの勢いである。

トルコ人の大部分はアジア系でヨーロッパ人とは人種が異なるという。ヨーロッパに出稼ぎに来るトルコ人労働者が主としてアジア系であること

(19) 本紀要第146号で述べたことと関連するのであるが（218頁、注38）、Edgar Allan Poeは『モルグ街の殺人』の中でパリにはアジア人やアフリカ人はあまり多くない、という意味のことを友人のオーギュスト・デュバンにいわしめている。

筆者は、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第5集及び第6集（それぞれ2001年3月及び2002年3月刊）に“The Policy of Apartheid and the Japanese in the Republic of South Africa”と題する論文で、南アフリカ共和国のJan de Klerk内相が1962年5月1日、同国議会で行なった声明を引用した。同内相はこの声明で、当時約50人の日本人が共和国内にいた、その大部分は permanent residents ではない、日本人は“a settled community”ではない、と述べた（第5集、55-7頁）。ある国にとり少数の外国人が一時的に居住していてもまず何の問題もない、ということであろう。19世紀末のパリにいたアジア人やアフリカ人も“a settled community”を形成するほどの数ではなかったであろう。

がこのような見方の裏付けとなっているのであろう。しかし、Robert Redfield は「身体的な違いは、一定の範囲内では人を引き付ける……。アフリカ探検者によりヨーロッパに連れてこられた最初の黒人たちは、イギリスの貴族たちの家庭で歓迎され、親しく交際した。彼等は面白い変人たち (interesting oddities) であった。」と述べた<sup>(20)</sup>。「一定の範囲内」とはいかにも漠然としたいい方であるが、この場合、範囲といっても不動のものではなく、時代と共に動くものではないか。

3. それにしてもトルコの地理的位置はきわめて特異である。トルコはヨーロッパでない、という主張がある。

しかし、トルコの EU に対する加盟問題を考える場合、同国の領土が一部バルカン半島に存在している事実を無視することはできないであろう。「ヨーロッパ・トルコ」はトラキア (Thrace、トルコ語では Trakya) の西の部分で、面積は 779,452 平方キロ、これはトルコの全面積の 8% にあたる。トラキアはブルガリア及びギリシャの 2 カ国に接し、最大の街は Erdine である。2005 年版のアメリカナ百科事典によるとその人口は 102,345 人となっているが、ヨーロッパ諸国との陸上交通の要衝でもあり、現在は人口がもっと増加しているであろう。もともとこの街はビザンティン帝国の時代はアドリアノーブルとして知られていたが、オスマン帝国が 1361 年ころ、この街を征服、1453 年までここがオスマン帝国の首府であり、ヨーロッパ侵入にあたっての前進基地であった。この年の 5 月 29 日、イスタンブール (かつてのコンスタンティノーブル) はオスマン帝国の手中に入り、帝国の新首府とされたのである。オスマン帝国は Edirne を征服したあと、とくに 15 世紀を通じてバルカン半島に進出し、かくて帝国の領域はヨーロッパに拡大し、オーストリアのウィーンを包囲するまでになった。この歴史的事実が、現在ギリシャ、オーストリア等がトルコの EU 加盟に反対する一つの理由となっているようである。しかし、諸国間の侵略の歴史を数え上げていてはヨーロッパの統合はいつまでたっても進捗しない。

---

(20) Robert Redfield, "Race as a Social Phenomenon" in Edgar T. Thomson and Everett C. Hughes (eds.), *Race: Individual and Collective Behavior* (Glenco, Ill.: The Free Press, 1958), p. 69. 筆者は、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第 5 集 (2001 年 3 月) の拙稿 "The Policy of Apartheid and the Japanese in the Republic of South Africa" でもこの Redfield の考えを引用した (64-5 頁)。

ECSC がヨーロッパ諸国間（とくにフランス・ドイツ間）で繰り返されてきた戦争を放棄することを目的として成立したことを忘れてはなるまい。

ヨーロッパと中東は地理的に近く、何世紀にもわたって各種の交流があった。このような背景の上に、両者の間に新しい共存関係が生まれてくることを期待したい。

ところで、中央アジア 4 カ国はいずれも欧州評議会（CoE）に加盟していないが、興味をもたれるのはカザフスタンで、同国議会は 1999 年、CoE の議員会議における「特別被招請国」の資格を求め、2004 年 4 月、両者は協力協定に調印した。議員会議の一資料は、カザフスタンの領土の 4 % がウラル川の西側にあることから同国が CoE への加盟資格を有する旨述べている<sup>(21)</sup>。ウラル川は全長 2,428km、ロシアのウラル山脈南東部にあるウラルタウ山脈に発するが、まず西に向かって流れ、ウラーリスクより南流、カザフスタンを縦断してグリエフ付近でカスピ海に注ぐ。なお、カザフスタンはまだ CoE に加盟するに至っていないが、加盟は時間の問題であろう。それにしても、カザフスタンが CoE に加盟した場合、他の中央アジア諸国はどのように反応するであろうか。

1959 年 11 月 22 日、フランスのド・ゴール大統領はストラズブールで演説した際、ヨーロッパは大西洋からウラル（l'Oural）までである、と述べた<sup>(22)</sup>。l'Oural はウラル山脈を指す場合とウラル川を指す場合とあり、CoE 議員会議の前記資料は明らかにウラル川を指しているが、ド・ゴール大統領はウラル山脈の意味で使用している。ウラル山脈は平均高度 1,000 m 前後に過ぎないが、北極海の一部を占めるカラ海の沿岸からカザフスタンまで延々と走る長さ 2,500km 以上の大山脈で、古くからアジアとヨーロッパとの境界とされてきた。

筆者は、カザフスタンに CoE に加盟する道が開かれたことは、トルコ

(21) Parliamentary Assembly of the Council of Europe, *Situation in Kazakhstan and Its Relations with the Council of Europe* (7 July 2006).

「特別被招請国」の意味については『外務省調査月報』1997 年度/No. 3 に掲載の拙稿「欧州評議会（CE）の加盟国・準加盟国・オブザーバー等について」を参照されたい（80-3 頁）。

(22) 注(21)の拙稿「欧州評議会（CE）の加盟国・準加盟国・オブザーバー等について」で引用した（98 頁）。

がいつまでも EU の「加盟候補国」でなく、full member となる上でもプラスに働くと考えたいのであるが、如何であろうか。

——拙見であるが、トルコの EU 加盟問題は、ある意味では EU 加盟国の政府・国民に対し、「ヨーロッパとは何か。」という問題を改めて投げ掛けているのではなかろうか。